

# 中央大学法学部通信教育課程学習会千葉支部 支部規約追加事項案

- ①第1条目的に「次世代の学生に対して法律学に興味を持ってもらうこと」を追加  
私の代より、中・高生参加可としていますが、それを正式に明記します。尚、原則学生会は学生のみらしいですが、上記文言を追加した場合只木先生より賛同頂いたように、恐らく何も言われません。(ヨーロッパでは近年、早い段階から法律学に触れさせようという動きがあるようです。)
- ②会員適齢明記  
①に関係してますが、雑則として会員適齢を就学児と記載します(ゼミの都合上事実上の年齢引き下げです)。子供を誰かに預けなければいけないみたいなものを消します。但書として、これに当たらない場合も記載します。
- ③寄付金について明記  
寄付金をなんとなくで扱ってきましたが、厳格に取り扱う為明記しました。
- ④支部総会の出席・開催基準の軟化  
委任状で対応できるようにします(出席必須は千葉支部には辛いです…多分)。
- ⑤禁止事項の追加  
どこぞの支部と半ば断然状態になってますが(先方が勝手に?)、同様の支部を増やさないように追加しました。
- ⑥支部細分化に伴う追加事項  
長いのでここでは割愛します。支部細分化が承認された場合のみ記載となります。
- ⑦規約変更に伴う施行日の記載